

浜岡原子力発電所 1, 2号機 廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について

2015年9月16日

当社は、2015年3月16日、原子炉等規制法[※]に基づき、「浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画」(以下、「廃止措置計画」という。)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しました。

(2015年3月16日お知らせ済み)

本日(9月16日)、廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について取りまとめ、原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

【廃止措置計画の変更認可申請書の主な補正内容】

1 保管区域の明確化

廃止措置の第2段階(原子炉領域周辺設備解体撤去期間)で発生する解体物のうち、放射性廃棄物に分類されるものについて、1, 2号機建屋内で保管する場合の保管予定区域および保管容量を記載します。

2 放射性気体廃棄物の放出管理目標値の見直し

放射性気体廃棄物の放出管理目標値について、原子炉設置許可申請書における周辺公衆の被ばく線量評価を基にコバルト60について 1.1×10^9 ベクレル/年に設定することとしておりましたが、廃止措置の第2段階に即した管理のため、廃止措置の第2段階中の解体工事で発生する粒子状放射性物質の推定量を基に 3.7×10^8 ベクレル/年に見直します。

今後、今回提出した補正内容も含め、原子力規制委員会において、引き続き審査がおこなわれます。

※ 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

以上